（任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額の切替え）

**第二条**　施行日の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の新俸給月額は、その者の旧俸給月額に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

| 旧俸給月額 | 新俸給月額 |
|---|---|
| 円 | 円 |
| 974,000 | 972,000 |
| 1,098,000 | 1,096,000 |
| 1,207,000 | 1,204,000 |

**附　則**

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）に基づき、平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

**人事院規則九―一二七**

平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置

（減額改定対象職員となった者の改正法附則第三条第一項第一号の俸給等の月額の算定の基準となる日の特例）

**第一条**　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項第一号の人事院規則で定めるものは、平成二十二年四月一日から同年十二月一日（同月に支給する期末手当について改正法第一条の規定による改正後の給与法第十九条の四第一項後段又は第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間の全期間が職員（給与法第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

一　国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の適用を受ける職員

二　検察官

三　特定独立行政法人の職員

四　特別職に属する国家公務員（特定独立行政法人の役員を除く。）

五　独立行政法人等役員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条第一項に規定する独立行政法人等役員をいう。）

六　公庫等職員（国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。）

七　地方公務員

2　改正法附則第三条第一項第一号の人事院規則で定める日は、平成二十二年四月二日（同日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から基準日までの期間における減額改定対象職員（同条第一項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある職員の改正法附則第三条第一項第一号の月数の算定）

**第二条**　改正法附則第三条第一項第一号の人事院規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一　職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成二十二年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第一項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一項第二号又は第四号に掲げる者（以下「特別職国家公務員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち特別職国家公務員等として勤務した期間（以下この条において「特定特別職国家公務員等期間」という。）を除く。）

二　休職期間（法第七十九条の規定により休職にされていた期間（俸給の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、派遣期間（派遣法第二条第一項の規定により派遣された期間（俸給の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（育児休業法第三条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、育児短時間勤務等期間（育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）、交流派遣期間（官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣をされていた期間をいう。）、法科大学院派遣期間（法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣されていた期間をいう。）若しくは自己啓発等休業期間（自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。）又は特定特別職国家公務員等期間におけるこれらに相当する期間

三　停職期間（法第八十二条の規定により停職にされていた期間をいう。）又は特定特別職国家公務員等期間におけるこれに相当する期間

四　給与法附則第六項、育児休業法第二十六条第二項、勤務時間法第二十条第三項、法科大学院派遣法第七条第二項若しくは規則一七―二（職員団体のための職員の行為）第六条第七項の規定により給与を減額された期間若しくは法第百三条の規定による承認若しくは法第百四条の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間又は特定特別職国家公務員等期間におけるこれらに相当する期間

五　給与法第十五条の規定により給与を減額された期間又は特定特別職国家公務員等期間におけるこれに相当する期間

六　減額改定対象職員以外の職員であった期間又は特定特別職国家公務員等期間におけるこれに相当する期間

2　改正法附則第三条第一項第一号の人事院規則で定める月数は、平成二十二年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一　前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間のある月

二　前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された俸給の額（特定特別職国家公務員等期間のある月にあっては、俸給及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正法附則第三条第一項第一号に規定する合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額（第五条において「附則第三条第一項第一号基礎額」という。）に満たないもの（改正法附則第三条第一項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員）

**第三条**　改正法附則第三条第一項第二号の人事院規則で定める者は、平成二十二年六月一日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第一条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。